

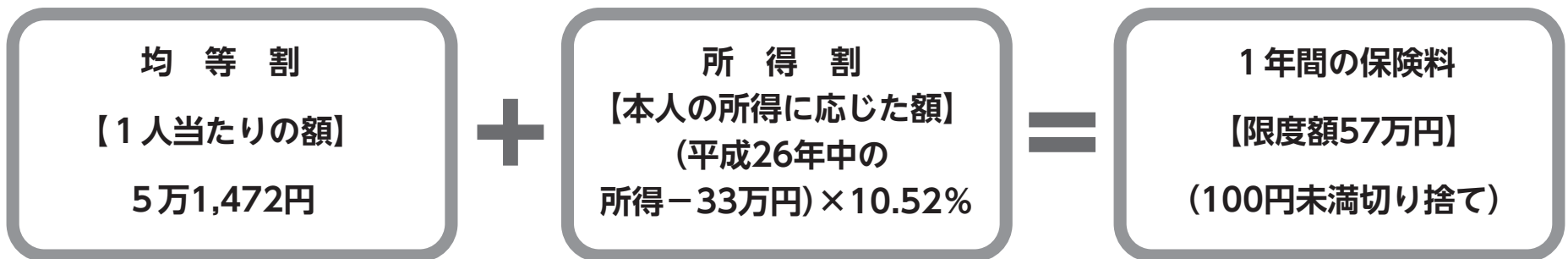
# 後期高齢者医療制度のお知らせ 平成27年度の保険料等について

問合せ先 市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526） 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）  
※医療年金課は市役所防災庁舎2階に移転しています。

## 6月に保険料額をお知らせします

◆平成27年度の保険料額は、6月19日（金）ごろまでに個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】



- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 保険料のお支払いについて

年金からのお支払い と  口座振替 から選ぶことができます。

- 口座振替を希望される方は、市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526）へお問い合わせください。

## 保険料の減免について

- 災害、失業等による所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。
- 詳しくは、市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526）へご相談ください。

## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
  - ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
- 「希望カード」が必要な方は市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526）までお問い合わせください。

### ◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### ◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。  
薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

